

令和元年度 土地改良施設維持管理適正化事業説明会を開催

7月29日(月)、土地改良会館にて令和元年度の土地改良施設維持管理適正化事業説明会を開催し、市町村及び土地改良区職員ほか総勢26名が出席しました。

説明会では、土地改良施設維持管理適正化事業の制度、実施における注意事項、消費税の報告手続き等について、本会担当職員が説明を行い、続いて県農村整備課用地管理グループから、土地改良施設の資産評価について、資産評価の目的、対象施設、評価のスケジュールの説明がありました。



説明会の様子

〈本事業の助成内容〉

土地改良施設の維持管理に要する経費のうち、**数年に一度(定期的に)行う施設の整備補修に要する費用**→・ポンプやモーター等の塗装・用排水路の浚渫・機械等の部品の取り替え等が対象です。

〈事業の仕組み〉

土地改良施設の整備補修費用の30%を拠出金として5年間均等に県土連を通じて全土連に拠出し、全土連は国30%・県30%の補助金を併せた90%を適正化事業資金として造成します。

事業主体である土地改良区等は、拠出期間内の定められた年度に施設の整備補修を実施し、その必要な事業費の90%が適正化事業資金から交付されて、残り10%が自己負担となります。しかし、この10%についても日本政策金融公庫の農業基盤整備資金の融資が受けられます。

	国	県	土地改良区等
負担割合	30%	30%	40%

■ 令和元年度 土地改良施設維持管理適正化事業説明会	1
■ 農事用電力(低圧電気料金)の経過措置の継続が決定	2
■ 農業用ため池の管理及び保全に関する法律及び今後の進め方の説明会	2
■ 高圧洗浄機器・水中ポンプの貸出し	3
■ 県土連管内業務説明会	4
■ 8月の主な予定	4

農事用電力（低圧電気料金）の経過措置の継続が決定

農事用電力を含む低圧電気料金の経過措置の継続について、7月3日、経済産業大臣により、来年（令和2年）4月1日以降の供給区域が指定（全国10のみなし小売電気事業者）されましたのでお知らせします。平成28年4月に電力の小売りが全面自由化された際、50kw以下の低圧分野については経過措置として農事用電力等について規制料金が維持されましたが、その経過措置が令和2年3月末で終了することに対し、その継続について昨年来本会及び中国四国土地改良事業団体連合会協議会にて、県選出国會議員、電力会社への要請活動を行ってきました。この要請活動は全国的に展開され、また多くの皆様方によるパブリックコメント等の対応をいただいた結果、2020年以降も経過措置が存続する運びとなりました。

〈概要〉

平成28年4月の電気の小売全面自由化に際しては、「規制なき独占」に陥ることを防ぐため、低圧需要家向けの小売規制料金について経過措置を講じ、令和2年4月1日以降、電気事業法等の一部を改正する等の法律の規定による改正後の電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則第16条第1項に基づき、電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして、経済産業大臣が指定する指定旧供給区域のみ経過措置料金が存続することとされており、電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえて審査を行ったところ、改正前の電気事業法の供給区域（同法第2条第1項第8号イに規定する離島を除く。）について、指定を行うことが適当と認められました。

（のみなし小売電気事業者）

- ・中国電力株式会社ほか9社

農業用ため池の管理及び保全に関する法律及び島根県における今後のため池対策の進め方の説明会が開催されています 島根県農地整備課主催

7月下旬より、首記説明会が管内別に順次開催されています。

「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」は、令和元年7月1日に施行され、この法律は、その目的が達成できるよう、都道府県と市町村は、ため池の届出、データベースの整備、ため池の適正管理ほかについて話し合い、具体的な連携方法を定めていく必要があるとされています。

説明会では、この法律の具体的な手続き、特にため池届出判定

（6ヶ月以内）、今後のため池対策の進め方について説明され、ため池に関する相談、改修・補修等に関する技術的助言・指導、ため池データベースの管理・更新等の保全管理の母体となるサポートセンターの設置も10月開設予定とされています。

本会も、ため池を所有・管理している会員のため、この取り組みに積極的に支援します。



県農地整備課による説明の様子
（雲南管内）

高圧洗浄機器・水中ポンプを貸出します

各種草刈機貸出や草刈機のモニター制度については既報しておりますが、それ以外での本会所有の下記機器類を貸出ししておりますので、お知らせいたします。

農業用施設（水路、ため池等）の維持・補修作業に利用できます。是非、ご利用ください。

【高圧洗浄機一式】

簡易な水路補修作業の事前準備作業として、水土里ネット島根では下記の機器を準備いたしました。特に高圧洗浄機には、こびりついたコケ等が落ちやすいサイクロンジェットノズル（残念ながら国産ではありません）を装備していますのでご利用ください。

機器構成	高圧洗浄機一式、発電機、水中ポンプ、ディスクグラインダ等々	
レンタル 内 容	期 間	2週間を単位とします。 (週中に提供し、土、日共同作業実施を想定しています。)
	料 金	15,000円/2週間(機器損料として)
	条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・レンタル初日、県土連にて、操作方法について説明します。 ・洗浄機、発電機用の無鉛ガソリンはレンタルされる方で準備してください。 ・レンタル終了時に県土連で点検し受取ります。 (備品等故障、紛失の場合は実費弁償願います)

【水中ポンプ等一式】

ため池干し上げ（外来種駆除等の為）時の補助排水用具としての活用や、農地等の臨時的排水用具としてご利用ください。

機器構成	水中ポンプ2台(φ50mm・120ℓ/min、φ50mm・25ℓ/min) 排水ホース(50mm)×50m×2本 発電機(2.3kVA、全長×全幅×全高 445×402×496) 乾燥質量30.0kg、燃料タンク9.2L(約5.8h)、騒音レベル98db	
レンタル 内 容	期 間	1ヶ月 (ため池干し上げ等の準備作業期間を想定しています)
	料 金	15,000円/月(機器等は県土連での受け渡しとします)
	条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・県土連での受け渡しの際、操作方法について説明します。 ・無鉛ガソリンはレンタルされる方で準備してください。 ・レンタル終了時に県土連で点検し受取ります。 (備品等故障、紛失の場合は実費弁償願います)

貸出しの詳細は水土里ネット島根（水土里推進グループ）TEL0852-32-4141(代表)までお問い合わせください。

県土連「管内別業務説明会」を開催 = 7月は2管内で実施 =

本会の平成30年度の事業及び決算状況について報告する「管内別業務説明会」が7月25日の大田管内の説明会を皮切りにスタートしました。

この日会場となった「ロード銀山」には、本会会員のほか、県及び管内の農業農村整備事業関係職員など約40名が出席しました。

説明会は、はじめに本会の平成30年度の事業内容の説明及び会計収入支出決算報告が行われ、その後、県農林水産部農村整備課の廣



大田管内業務説明会の様子

川課長より、「土地改良事業の展開方向について」と題し、①ほ場整備の重点的・効果的な推進、②ため池対策の進め方、③土地改良予算の行方（骨太の方針）、④地方公共団体の負担軽減（地方財措置の充実）について説明いただきました。

続いて、本会より複式簿記会計等の情報を提供しました。

令和4年度より複式簿記に移行するにともない、複式簿記にする必要性、課題等について説明し、今年度は、県内11の改良区にて資産評価にかかる作業（施設のリストアップ・・・施設台帳作成・・・資産評価）をする予定であることを伝えました。

また、今年度からしまね農業振興公社から本会が委託を受け、ほ場整備事業等見込み地区において農地集約化に向けた取組みを関係機関（農地バンク、市町村、農業委員会、JA等）と一体となって推進することについて説明しました。

8月の主な予定

開催日	行 事 等	開催地
8月2日(金)	松江管内本会業務説明会	松江市
8月6日(火)～9日(金)	会計指導員育成研修	東京都
8月7日(水)	県央管内本会業務説明会	美郷町
8月21日(水)	雲南管内本会業務説明会	雲南市
8月23日(金)	出雲管内本会業務説明会	出雲市
8月29日(木)	益田管内本会業務説明会	益田市



水土里ネット島根 (島根県土地改良事業団体連合会)

〒690-0876 島根県松江市黒田町432-1 島根県土地改良会館 TEL 0852-32-4141
 ホームページ <http://www.shimanedoren.or.jp/> メール smndoren@shimanedoren.or.jp